

佐賀市立昭栄中学校 体育施設開放事業実施規約

(趣旨)

第1条 この規約は、佐賀市学校体育施設の開放に関する規則（平成17年教育委員会規則第41号。以下、「規則」という。）の施行に関し、佐賀市立昭栄中学校体育施設開放運営委員会（以下、「本委員会」という。）における必要事項を定めるものとする。

(開放施設)

第2条 この規約における学校体育施設は次の各号に定めるところによる。

- (1) 規則第2条に定める運動場等（グラウンド、テニスコート）
- (2) 規則第2条に定める屋内運動場等（体育館、武道場等）

(開放日、開放時間)

第3条 規則第4条第2項に規定により、本委員会における学校体育施設の開放日及び開放時間を別表第1のとおり定める。

(施設使用の対象)

第4条 規則第5条の規定による使用者又は使用団体は、原則として、校区及び職域並びに種目を主体とした団体で、委員長が認めた団体とする。

(年間利用登録団体)

第5条 年間を通して定期的な利用を行う団体、又は行おうとする団体は、事前に本委員会に対し、年間利用登録団体申請書（様式第1号）を定められた期間内に提出し、登録の手続きを行うものとする。登録された内容を変更又は取り消そうとする場合も同様とする。

2 前項の手続きにより登録された団体は、本委員会の事業等の運営に協力するものとする。

(使用許可の申請)

第6条 学校体育施設の利用希望団体等の責任者は、当該学校にある学校体育施設使用許可申請書により学校長へ申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた団体の責任者は、その旨を管理指導員に連絡し、その指示に従う。

2 体育施設等の使用申請は、原則として使用予定日の1箇月前からとする。

3 前条の年間利用登録団体は、体育施設等の使用申請を使用予定日の3箇月前から提出することができる。

(使用回数、使用時間等)

第7条 当該学校体育施設を広く地域に開放し、使用が特定の団体に偏ることのないよう、1ヶ月間に使用できる回数を原則、週2回以内、月8回以内とする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 少年スポーツクラブの使用にあたっては、練習として使用する場合は、1団体週3回以内、1回2時間以内（土曜・日曜・祝日等は半日までとし、1回に数える。ただし、試合

は除く。)を原則とするが、施設の利用状況等を勘案し、調整できるものとする。

(使用の制限)

第8条 委員長は、学校の管理上必要があると認めるときは、第5条の利用団体登録を取り消すことができる。

2 委員長は、規則に定めるものの他、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治活動のため利用するとき

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教活動のため利用するとき

(3) 営利を目的とするとき

(利用許可の取消し)

第9条 委員長は、施設等の利用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この規約の規定に違反したとき

(2) 許可の条件又は指示に従わないとき

(3) 前条2項の各号のいずれかに該当するに至ったとき

(4) 学校の用に供するための必要が生じたとき

2 前項の規定により使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても学校はその責めを負わない。

(使用の中止)

第10条 委員長は、施設等の利用について、規則及びこの規約に従わない者に対し使用の中止を命ずることができる。

(利用権の譲渡禁止)

第11条 利用決定通知を受けた団体は、利用の権利を譲渡してはならない。

(施設使用の条件及び遵守事項)

第12条 規則第14条各号に定めるもののほか、施設の使用に関する使用者の遵守事項は、別表第2のとおりとする。

(開放施設の鍵の開閉)

第13条 施設の利用に伴う鍵の開閉については、各使用団体の責任者が責任を持って行うものとする。

(事故の責任)

第14条 施設使用によって生じた事故については、原則として当該使用者の責任とする。

(事故の報告及び損害賠償)

第15条 施設開放に関して、利用者又は利用団体が、開放施設その他の学校施設を破損し、若しくは損傷させた場合には、当該利用者又は利用団体は、速やかに本委員会に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、学校体育施設の開放に関し必要な事項は本委員会が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

開放日及び開放時間

開放施設の区分		開放日および開放時間	
体育施設	運動場	平日	午後〇〇：〇〇 ～ 午後 7：00
		土・日・祝日	午前〇〇：〇〇 ～ 午後 7：00
	屋内運動場(体育館)	平日	午後〇〇：〇〇 ～ 午後10：00
		土・日・祝日	午前〇〇：〇〇 ～ 午後10：00

<注釈の参考例>

※長期休業期間の平日の〇〇：〇〇～〇〇：〇〇の時間帯の運動場は、児童に開放する。

※子どもたちの自由な遊び場、親子や地域の活動の場として、土・日曜日の運動場(〇〇半面)は一般開放を行いますので、原則として貸し出しは行なわない。

注) 上記は、小学校の学校施設の一般開放に伴う分ですので、中学校は該当しません。
また、夜間照明設備設置校については、開放時間が異なります。

別表第2 (※下記内容については、各開放運営委員会の取扱によるものとしてください。)

<参考例>

【使用全般】

- ① 使用者は、使用時間を厳守すること。(使用時間には、準備、後片付け、清掃、鍵の返却までを含む。)
- ② 使用者は、施設を破損、又は汚損等させた場合には、速やかに学校長に報告をし、その指示に従うこと。
- ③ 敷地内での飲食は、ごみ等の持ち帰りを条件に許可する。ただし、教育施設であることから飲酒は厳禁とする。
- ④ 敷地内は、全面禁煙とする。敷地外の喫煙についても「受動喫煙防止」に配慮するとともに、吸殻等の後始末をきちんと行うこと。

【運動場】

- ① 運動場内への車両等の乗り入れ・駐車は原則禁止とする。ただし、用具等の搬入のため、一時的に乗り入れる場合は、運動場の端を徐行することを条件に許可する。
- ② 使用後は必ず整地を行い、ごみ等については清掃を行うこと。
- ③ 降雨等により運動場の状態が悪い場合は、使用を控えること。

【体育館】

- ① 体育館アリーナ内の飲食は、原則禁止とする。ただし、水分補給のための飲水等は除く。
- ② 使用後は、アリーナのモップ掛け、トイレ等の清掃を必ず行うこと。
- ③ 退場時は、消灯及び窓・ドア等の施錠を確実にを行うこと。

様式第1号（第5条関係）

年間利用登録団体申請書

佐賀市立昭栄中学校体育施設を定期的に年間利用したいので、注意事項等を確認、了承し、以下のとおり申請します。なお、施設の使用にあたっては、佐賀学校体育施設の開放に関する規則及び佐賀市立昭栄中学校体育施設開放事業実施規約を遵守することを誓約いたします。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 継続登録 <input type="checkbox"/> 内容変更 <input type="checkbox"/> 登録取消	
2 団体等名		
3 団体代表者	氏名	Ⓜ
	住所	
	連絡先	
4 団体の構成人員	名	小学生 (男 名、女 名) 中学生 (男 名、女 名) 高校・一般 (男 名、女 名)
5 使用施設	<input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 (全面・半面)	
6 使用目的 (主な活動内容)		
7 使用する 曜日及び時間帯	・曜日 (<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日) ・時間 (午前 ・ 午後) ○○時○○分～○○時○○分	
8 添付書類	① 団体構成者の名簿 (別紙) ② その他必要書類	

<注意事項等>

- (1) この申請書は毎年度、佐賀市立昭栄中学校体育施設開放運営委員会が指定する期間内に同委員会に提出しなければならない。
- (2) 使用の許可を受けた場合であっても、規則及び規約の規定により許可の取り消し又は使用の中止が指示される場合があります。
- (3) この申請書の提出により取得した個人情報は、学校体育施設開放事業に伴う確認、連絡等のみ使用し、業務以外には一切使用しません。
- (4) 虚偽又は不正な行為により団体登録を行なった場合は、登録を取り消すとともに、学校体育施設の使用についても一切の許可をしません。

